

議案第 2 2 号

鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務 の委託に関する規約を定める協議について

次のとおり、鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約を定めることに関し米子市と協議することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第 1 条 鳥取県（以下「甲」という。）は、米子市（以下「乙」という。）と共同で整備する体育館（以下「新体育館」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

- （1）施設及び設備の建設及び整備（請負事業者との契約事務を含む。）に関する事務
- （2）施設及び設備の管理及び運営（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることを含む。）に関する事務
- （3）施設及び設備の使用料及び利用料金設定に関する事務
- （4）施設及び設備の使用許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務

(5) 行政財産の目的外使用に関する事務

(6) 備品の購入、管理、処分等に関する事務

(7) 大規模修繕に係る設計、施工、監理等に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、別に定めるものを除き、乙の条例及び規則その他の規程等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務を含む新体育館に係る事務の管理及び執行に要する経費（第6条に定める使用料収入に相当する額を除く。）は、甲乙相互に負担するものとする。

2 前項の経費のうち、甲が負担する経費については、甲は、これを乙に交付するものとする。

3 第1項の経費の額及び前項の甲が負担する経費の額及び交付の時期については、鳥取県知事（以下「知事」という。）及び米子市長（以下「市長」という。）が協議して定める。この場合において、市長は、あらかじめ、経費の見積書その他の知事が必要と認める書類を知事に送付しなければならない。

第4条 市長は、前条第1項の経費に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額を超過していると認められる場合においては、当該超過する額を翌年度における経費の額から減じて交付するものとする。

2 知事は、各年度において、交付した経費の額が、現に要した経費の額に満たないと認められる場合においては、当該不足する額を翌年度における経費の額に加えて交付するものとする。

(使用料収入)

第6条 新体育館に係る事務の管理及び執行に伴い徴収する施設及び設備の使用料の収入は、甲乙双方の収入とする。ただし、法第244条の2第8項の規定を適用する場合にあっては、同条第3項に規定する指定管理者の収入とする。

(決算を行った場合の措置)

第7条 市長は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務を含む新体育館に係る事務に関する部分を知事に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第8条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金又は不足金の処理については、知事及び市長が協議して定めるものとする。

(条例等を改正する場合の措置)

第9条 委託事務を含む新体育館に係る事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事又は市長は、あらかじめ、知事にあつては市長に、市長にあつては知事に通知しなければならない。

2 委託事務を含む新体育館に係る事務の管理及び執行について適用される甲又は乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事又は市長は、直ちに当該条例等を知事にあつては市長に、市長にあつては知事に通知しなければならない。

(連絡調整会議)

第10条 知事及び市長は、委託事務を含む新体育館に係る事務の管理及び執行に関し、必要に応じて、連絡及び調整を行うための会議を開催するものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項又はこの規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、知事及び市長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、甲及び乙がこの規約による事務の委託に係る法第252条の14第3項において準用する法第252条の2の2第2項に規定する告示をした日から施行する。

(条例等の公表)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に乙の条例等が適用される旨及び当該乙の条例等を公表するものとする。